

リスク情報における蓋然性と報道萎縮の考察 —統治者と報道機関の共同幻想—

Probability and press reservation in the risk information report
—Joint illusionns of the government and press—

野 中 博 史

薬の副作用などのリスク（危険性）をどのように市民に伝えるか。報道に携わるものにとってリスク情報の取り扱いはきわめて難しい。蓋然性は高くても必然性のないリスク情報は、伝え方によっては社会にパニックを引き起こす。伝えなければ、現実的被害を招く結果になるかもしれない。日本では過去、睡眠薬「サリドマイド」、血友病治療薬「非加熱製剤」、風邪薬「PPA」などの薬害が続き、いずれも統治者である政府の対応の不適切さが指摘されているが、同時にリスクを適切に伝えなかった新聞をはじめとする報道機関の責任も問われるべきではないだろうか。市民（国民）の知る権利に応えるべき報道機関のそうした"報道萎縮"は、市民一人ひとりの安全よりも共同社会の平穩を第一義的に考える報道倫理に原因があると考えられる。統治者と報道機関の"共同幻想"といってもよい。共同幻想社会での報道萎縮は、公共の概念すらも国家や統治者サイドに立ち、市民を信用しない報道となりかねない。それは市民の安全を脅かすものであると同時に民主主義社会そのものを空洞化させる危険性がある。

キーワード：リスク情報の蓋然性、報道萎縮、共同幻想、統治者の論理と報道の論理の同一性、公共の概念の国家化、民主主義の空洞化

目 次

- I はじめに イソップ童話「狼少年」を巡る3つの話の考察
- II 3件の薬害報道に見るリスク報道の萎縮性
- III 共同幻想下における統治者の論理と報道の論理の同一性
- IV 科学報道の蓋然性と知る権利
- V まとめ

I はじめに イソップ童話「狼少年」を巡る3つの話の考察

イソップ童話の「狼少年」の寓話をもとに、リスク情報の取り扱いの難しさについて考察してみる。第1の話はイソップ童話の要旨を筆者がリライトしたものである。第2の話は、イソップ童話を新聞記事風書き改めたものである。第3の話は、イソップ童話をもとに筆者が考えた作り話である。

1 第1の話：イソップ童話の概略

村外れの牧場に羊飼いの少年がいました。いつも一人ぼっちで退屈なので、いたずらしてやろうと考え、狼が来てもないのに、「狼が来たぞ～」と叫びました。その声に驚いて、大勢の村人が手に手に棒を持って駆けつけてきましたが、狼はどこにも居ません。

大人たちの当惑ぶりを見た少年は面白がって、来る日も来る日も「狼が来たぞ～」と嘘をつきました。初めのうちはそのたびごとに村人が駆けつけて来ましたが、そのうちに、村人は少年を信用しなくなり、「狼が来た」と叫んでも、「どうせまた嘘だろう」と思って、誰も駆けつけなくなりました。

ところが、ある日、本当に狼がやって来ました。少年は「狼が来た」と必死で叫びますが、村人は誰も来てくれず、少年は狼に襲われて喰われてしまいました。

以上はイソップ童話の「羊飼いと狼」の話の概略である。「嘘をついてはいけません」をテーマとする寓話であることは言うまでもない。この寓話を読んだり、話を聞いたりして多くの子供が、「嘘をつくとは大変なことになる。嘘つきはいけないことだ」と思ったに違いない。“寓話効果”である。

2 第2の話：羊飼いの少年が狼に食われた事件の新聞報道

村外れの牧場で29日、羊の世話をしていた少年が狼に喰われて死亡した。警察によると、少年は狼に襲われる前、「狼が来たぞ～」と大声で叫び、村人にもその声が届いたという。しかし、少年は日頃から同様の嘘をしばしばついていたため、村人は今回も嘘であると判断し、誰も助けに行かなかった。

村人の話によると、少年はいつも一人ぼっちで退屈なため、日ごろから村人にいたずらしてやろうと考え、何度も「狼が来たぞ～」と言ってだましていた。村人はそのたびに少年を救おうと手に手に棒を持って駆けつけたが狼はいず、以来少年を信用しなくなった。今回も嘘だと思って、誰も助けに駆けつけなかった。

記事は、羊飼いの少年が狼に喰われるという異常な事件を警察発表に基づいて客観的に報道し

ている。警察発表に基づいて、村人にも取材し、いわゆる"裏"を取っている。記事に問題はない。読者の多くはこの記事を見て「可愛そうな事件だが嘘つきでは仕方ない」と考えるのではないだろうか。事件は一件落着である。

3 第3の話：狼に喰われた少年の幽霊の弁明

僕は村外れの牧場で羊の世話をしていました。いつも一人ぼっちでしたが、忙しい毎日でした。ある日僕は、牧場の片隅に狼が来て、羊を狙っているのを発見しました。そこで「これは大変だ。村の人たちにすぐに伝えなくてはならない」と思い、大声で「狼が来たぞ～」と叫びました。大勢の村人が手に手に棒を持って助けに来てくれました。しかし、そのときには、狼はとっくに逃げ去って、村人は誰も狼の姿を見ることはできませんでした。

そんなことが数回続き、以来、村人は僕のことを信用してくれなくなりました。僕は村の人たちを騙してやろうなどとは思っていませんでしたが、皆は僕のことを「嘘つきだ」と言うのです。そんな折も折り、また狼がやってきました。そこで、僕はいつものように大声で村人に「狼が来たぞ～」と言って叫びました。しかし誰も僕の言うことを信用しません。狼はなんと羊ではなく僕に襲いかかってきました。僕は狼に喰われてしまいました。

第3話は"死人に口なし"で何の釈明もできない幽霊である羊飼いの少年（以下少年）に代わって、筆者が芥川龍之介の小説「藪の中」をもじって作った話である。少年の弁明は「実際に狼が牧場の近くに来ているのを見て慌てて村人に伝えたが、村人が助けに行ったときにはすでに狼は森の中かどこかへ逃げ去っていた。従って村人にはその姿が見えなかった」ということだ。嘘つきの"狼少年"の話は一転して「狼が来たというリスクを伝えようとしたが伝わらず、逆にデマを報じたとして世間から糾弾を浴び殺された」という不幸な羊飼いの少年の話になる。リスクがあることを確信してその情報を伝えたが、実際にはリスクが現実化しなかったため、伝えた側が罪に問われたということだ。

この場合、リスクを伝えた少年は責められるであろうか。リスクはあくまでも蓋然性である。必ずリスクが現実化するわけではない。しかし、蓋然性の中で危険性が高いと判断すれば報道することが社会的公益に合致するのではないだろうか。少年は、「狼が来た」という確信に基づいてリスク情報を社会に伝えようとしたのであって、責められる理由は何もない。報道の意味について考察した場合、狼が実際に牧場を襲って羊を喰ったという事実と、来た狼が実際に牧場を襲うか否か分からないという蓋然性とは明確に切り離して考える必要がある。狼が羊を喰ったという事実が発生してから村人に伝えても意味はない。村人は「何故、狼を発見した段階で村人を呼びに来なかったのだ」と言って少年を叱責するであろう。「牧場に来た狼が羊を喰うかどうか分からなかった」と少年がリスクの蓋然性を説明したところで言い訳にしか過ぎない。従って少年が狼を発見した段階で村人に伝えたことは理にかなった行動である。にもかかわらず村人は少年

を罰した。少年を報道記者、村人を市民（国民）と想定して考えた場合、果たして少年の行為は報道倫理に合致していないであろうか。また少年を罰した村人の行為は社会的倫理規範としては認めるであろうか。

II 3件の薬害報道に見るリスク報道の萎縮性

リスクの伝え方で参考になるのが薬害を巡る報道である。薬の副作用があるのかないのかの問題である。疑惑があるとすればどの程度の被害が想定されるのか。副作用による死者や障害者はどれぐらいの確率で発生しているのか。そもそも、薬と被害発生との間に関係があるのか。あったとしても、薬の有効性と比較して被害は許容できる程度ではないか—等等、薬害を巡る報道は単純ではない。多角的な取材が必要となる。報道するに当たっても、リスクを必要以上に大きく報道して社会不安を招いたり、結果として報道が間違っただけで社会に被害をもたらしたりすることを想定しなくてはならない。また、名誉毀損や事業妨害などの報道被害として損害賠償の対象となることを恐れなくてはならない。報道機関側に、できる限り当り障りのないように報道しようとする心理が働いたとしても不思議ではない。

1 サリドマイド報道

例えば、昭和30年代に数多くの障害者を出したサリドマイド薬害を最初に報じた朝日新聞は被害の発生に重点を置くというよりも、原因となった睡眠薬を製薬会社が「自主的に出荷中止」という製薬会社側の対応に重点を置いた伝え方をしている。少々長くなるが当日の新聞を引用する。

東京・日本橋の大日本製薬（宮武社長）は、17日厚生省に「睡眠薬イソミン、胃腸薬プロパンM錠の出荷を一時中止する」むね申し入れた。

厚生省では去年西ドイツである種の睡眠薬が奇形児出産に影響があるのではないかと大騒ぎになっている問題を重視し、わが国で同種の睡眠薬生産高の90%を生産している同社に非公式にサリドマイド系のこの二つの薬の「出荷中止を考えてほしい」むね申し入れていた。同社では社員を西ドイツに派遣して実態を調査する一方、京大医学部などに動物実験を改めて依頼したが、西ドイツで同問題がまだ尾を引いているため、大学での動物実験の結果がでるまでは自主的に出荷を中止することになったもの。

プロパンM錠についてはイソミンと同じ成分の睡眠薬がはいっているためこの処置になったという。厚生省ではすでに市販されているものについては強制的に販売中止させる意向はないという。また同社では同じ系統の睡眠薬を作っている国内数社に呼びかけて自主的な出荷中止を申し入れるという。

厚生省平瀬製薬課長の話 西ドイツではサリドマイド系の睡眠薬が使用されているため毎年三

千人ぐらいの奇形児が生まれるのではないか、という意見が学者から発表された。わが国では学問的な裏付けがハッキリしないため強制手段で製造販売中止の措置は取れなかった。西ドイツでは薬を作るメーカーが自主的に製造販売を中止したりカナダでも「妊産婦には使用しないよう」とただし書きがしてあるので、わが国でも検討せざるを得なかった。しかし、現在奇形児出生に関連あるという説は世界的にどこも裏付けされてないのだが、こうした疑点を真剣に検討してくれた同社の措置には深く敬意を表したい。⁽¹⁾

—1962年（昭和37年）5月17日、朝日新聞夕刊—

この記事が掲載された翌日の朝刊には「イソミン問題の背景」と題する解説が載っている。それによると、サリドマイドによる障害児（四肢等の障害）は、朝日新聞が報道する前年の11月に西ドイツ・ハンブルク大学のw・レンツが、サリドマイドと障害児の出生との間に因果関係があることを発表、翌年の2月末には米国の雑誌「タイム」でも取り上げられ、論争になっていたことが分かる。記事にはさらに「早くからこの情報をつかんでいながら、いたずらに世間を騒がせないよう慎重に調査を続け、今日の出荷中止措置に直面して、初めて記事とした新聞の報道関係者に敬意を表したい」との宮木千葉大学教授（薬学博士）の談話も載っている。

要するに薬学関係者や報道関係者は「サリドマイド系睡眠薬や胃腸薬が危険であり、服用することはリスクを伴う」ことを十分に知っていたのである。知っていたが報道しなかった。製薬会社が出荷中止の措置を取って初めて報じたが、報じ方は関係者の談話を含めてあくまでも「製薬会社が出荷停止措置を取った」もしくは「出荷停止措置をとったことを評価する」内容であり「サリドマイド睡眠薬や胃腸薬が危険である」ことを伝えるものではなかった。

こうした伝え方に関連して、朝日新聞社論説委員（1994年当時）の柴田哲治は「この第一報を読み返してみるとなんと歯がゆく感じるほど各方面に気配りをした記事であることが分かる。事実なら大変ショッキングな事柄だけに、その衝撃を少しでもやわらげようという配慮が随所ににじみ出ている」⁽²⁾と評している。

配慮して報道した結果はどうか。日本におけるサリドマイド障害者の年度別出産数は次の通りである。⁽³⁾

1959年	12人（男6、女6）
1960年	25人（男16、女9）
1961年	58人（男34、女24）
1962年	162人（男88、女74）
1963年	47人（男24、女23）
1964年	4人（男2、女2）
1969年	1人（男1）

62年5月の第一報の段階で、報道機関がサリドマイドのリスクを明確に伝えていたら、63年以降の出生はほぼ予防できたはずである。さらにいえば、w・レンツがサリドマイドと障害者の出産との関係をドイツ小児科学会で発表したのは61年11月18日だが、その段階で報道しておれば、柴田も指摘するように「最大の被害者数を出した62年にも大きく減少させることができていた」だろう。事実、西ドイツの「ヴェルト・アム・ゾンダーク」紙は、レンツが発表した直後の11月26日、サリドマイドの副作用を報道。この報道をきっかけに製薬会社はドイツ国内及びヨーロッパ各国の市場からサリドマイド系薬剤を次々と回収していった。しかし、日本の報道機関はそのような実情を知っていながら、“配慮”し、貝のように沈黙していたのである。

知っていたにもかかわらず配慮して報道しなかった日本の報道機関の“報道倫理”と、もしかしたら間違えるかもしれないが見たことをいち早く伝えた少年の“報道倫理”の違いは何か。日本の報道機関の報道の仕方は、報道の萎縮と言っても過言ではない。いったい何（誰）に萎縮して何（誰）に配慮したのだろうか。

2 非加熱血液製剤報道

血友病の治療薬である非加熱血液製剤とエイズ（後天的免疫不全症候群）との関連が指摘されていた問題でも日本の報道機関は極めて慎重な、従って結果的に製薬会社や厚生省の側に立つ報道に終始してきた。時を追ってエイズ報道を検証してみる。日本で最初にエイズと血友病を関連付けた報道がなされたのは1982年7月20日。AFP時事電で伝えられた。各紙に掲載された内容は次の通りであった。

【ワシントン18日AFP時事】米国で不思議な病気がジワジワと広がっている。これまでその存在すら全く知られていなかったもので、まだ病名もつけられていないほどだが、ここ1年間に少なくとも184人が命を落とした。18日付けの米紙「ワシントン・ポスト」によると、保健当局はその発生率と患者の範囲が驚くべき速さで進んでいると警告している。

アトランタの病理管理センターの医師によると、この病気の初期症状は、体全体に何となく倦怠感がある、微熱が出る、体重が減るなどで、臨床学上でいう感染性の病ではないが、人間の免疫システムを破壊してしまう。このため、この奇病にかかると、ある種の特殊かつ致命的な病気に対して無抵抗になってしまう。患者の主な死因は、一種の皮膚がんと呼ばれるカポシー肉腫やニューモシスチス・カリーニ肺炎など。これらはふつうめったにない病気とされているが、患者ではその発生率が通常の数百倍になっているという。何故免疫性が失われてしまうのかはまだ解明されていない。

患者はほとんどが同性愛者の若い男性。しかし、その後、重度の麻薬常習者や血友病患者などにも広がり始めた。7月8日現在、こうした患者は米24州と他の8カ国で471人確認され、このうち184人が死亡した。⁽⁴⁾

—1980年（昭和55年）7月20日、毎日新聞朝刊—

毎日新聞の記事は「免疫性壊す奇病、米で広がる」の3段見出し。新聞業界では「どうしてもよい3段」などといわれその日のニュースの状況によっては2段にもなるし1段(ベタ)にもなる。ボツにしても良い。各紙とも地味な扱いであったことから、それほど重視していないニュースであったようだ。また、わずかこれだけの記事で非加熱製剤とエイズとの因果関係を推測することは不可能である。しかし、83年3月4日、CDC(米国立防疫センター)が「血友病患者のエイズ感染は非加熱血液製剤が原因と見られる」と発表した。その段階では大きく報道できたはずである。何故、報道しなかったのだろうか。情報をつかんでいなかったのだろうか。それとも、知っていて報道しなかったのであろうか。

通常、CDCの発表は日本の在米報道各社にはリリースされるはずである。従って常識的には「知っていた」か「知りうる立場にいた」ことは確かである。知っていて報道しなかったり、報道を抑制的に伝えたりすることは十分ありうるし、その判断は編集権の範囲内である。しかし、サリドマイド薬害の場合と同じように、何(誰)かに萎縮し、何(誰)かに配慮していたとすれば問題である。日本における血友病患者のエイズ罹患には、報道各社にも責任の一端があるということになるからだ。

厚生省が、「血友病の患者のエイズ感染は非加熱血液製剤が原因と見られる」とのCDC(米国立防疫センター)の発表を知っていたかどうかは明白でないが、非加熱血液製剤の危険性を認識していたことは疑うべくもない。96年2月、菅直人厚相(当時)の指示により提出された「エイズ研究班関連資料」によると、厚生省は83年6月、輸入非加熱血液製剤による血友病患者のエイズ感染を危惧し、医師および専門家からなる同省エイズ研究班の血友病製剤問題小委員会に米国血の全面禁輸を諮問していたのだ。危険性を認識していなければこのような諮問をするはずがないからである。しかし小委員会は84年3月「血友病治療が後退する」として反対。安全性が高いクリオ製剤の使用拡大を訴える厚生省提案にも、小委員会は否定的見解を出した。

この結果、非加熱血液製剤が大量に輸入され、被害を拡大する結果となった。ちなみに83年から85年までの非加熱血液製剤の総輸入量は次の通りである。⁽⁵⁾

- 83年 11万4100本
- 84年 14万5600本
- 85年 15万8400本

また、96年3月8日の閣議で了承された政府答弁書(新進党(当時)山本孝史代議士の質問書に対する答弁)によると非加熱血液製剤の国内での製造・販売量(第8凝固因子製剤)は、HIV訴訟の被告企業5社のうちミドリ十字、バイエル薬品、バクスター、化学及血清療法研究所(化血研)の製品の合計で、83年(化血研は年度)の7000万単位(1単位は正常人の血漿1ミリリットルに含まれる凝固因子の量)から、84年には約7400万単位に増えている。つまり、血友病製剤問題小委員会の結論は、血友病患者に対するエイズウイルス汚染の可能性を大きく拡大する結果となったのである。

米国では83年3月、血液製剤製造会社であるトラベノール社に対し、エイズウイルス汚染の心配がない加熱製剤の製造を認可。以来、欧米ではエイズウイルス汚染の可能性のある非加熱製剤の販売は急速に落ち込んでいた。その結果「88年2月、米国ではエイズ患者のうち血友病患者は1%。日本では患者・感染者の実に93%を血友病患者が占めていた」⁶⁾という事態を招くこととなった。

米国で加熱血液製剤が生産され、使用量が増えていたまさにその時期に、日本では逆に非加熱血液製剤の輸入が増え、国内生産量も増大していたのだ。何故こんな不合理な事態が起こったのであろうか。血友病製剤問題小委員会が、蓋然性の極めて高いリスク情報をほぼ完璧に無視したことに大きな要因があるのは疑うべくもない。小委員会の結論に基づいて、危険性を十分に承知しながら非加熱血液製剤を市場に放置した国（厚生省）の責任は大きい。後ほど、そのことを報道機関は当然のごとく非難した。しかし、非加熱血液製剤の危険性をまったく報じなかった報道機関に責任はないといえるだろうか。

報道機関が当時注目されていたエイズウイルスの危険性や非加熱血液製剤とエイズとの関係を認識していなかったとは考えにくい。厚生省は通常、エイズ研究班設立時に、その目的を記者発表しているはずであるし、血友病製剤問題小委員会はたびたび会合を重ねているからだ。国民の注目を集め、メディアでも注目していた事柄に対して、国だけではなく報道機関も全く応えなかった。なぜ伝えなかったのか。伝えることが報道機関の使命であることを考えると、これほどまでに伝えなかったことは「無作為の罪」になるのではないだろうか。

3 風邪薬・PPA報道

2000年11月7日付け朝日新聞に共同電として「かぜ薬成分に脳出血の副作用 米、製品販売中止へ」と題する次のような記事が掲載された。

【ワシントン6日＝共同】市販かぜ薬の成分として広く含まれている塩酸フェニルプロパノールアミン（PPA）に脳出血を起こす副作用が見つかったとして、米食品医薬局（FDA）は6日、米国内の全製薬会社に対しPPAを含む製品の自主的な販売中止を指示、販売禁止に向けた手続きを始めた。

FDAは、かぜ薬を使用している患者に対しても、PPAが含まれている場合はただちに使用を止めるよう警告を発した。⁷⁾

—2000年11月7日付け朝日新聞朝刊—

記事はこの後も続くが要旨は次の通りである。

- ①脳出血の副作用調査は米エール大学が行った大規模調査による。
- ②調査は18歳から49歳の女性の脳出血患者約700人を対象に実施、うち3.8%の女性がPPA服用後3日以内に出血を起こしていた。

③副作用は若い女性に起きやすい。

④厚生省は「風邪のシーズンを前に対応を検討する」

⑤製薬会社の三共は「米国でのデータを詳しく調べて対応を検討する」

これほどの重大な記事が自社取材ではなく共同電というのも気にかかるし「どうでもよい3段記事」としてあつまっているのも疑問である。サリドマイド報道と異なって、報じ方こそ「脳出血の副作用」とリスクに触れているが、主見出しは「販売中止」、しかも記事は「どうでもよい3段」。「かぜ薬成分に脳出血の副作用がある」とのリスク情報は結果として目立たない記事となっている。

しかし、控えめに報じる内容では決してない。副作用の発生率は3.8%と、一般的な薬害に比べると決して高くないが、100人で4人弱という発生率は低くない。しかもPPAはかぜ薬にだけでなく、鼻炎薬や咳止めにも含まれており、サリドマイドや非加熱血液製剤と違って服用者が極めて多い。死亡するという結果の重大さと極めて多くの人が日常使用している市販薬であるという点で、報道機関がもう少し強く、危険性を理解できるように報道する必要があったのではないだろうか。

米国の報道を受けて、厚生省は同年11月20日、「国内では販売中止の措置を取らず、服用してはいけない対象を高血圧や心臓病、脳出血を起こしたことがある人らに広げることで対応することに決めた。また、業界団体などに対し、統一の注意文書を作って薬局・薬店に張り出したり、購入者に一人ひとり手渡したりするよう指示した」⁶⁾。

米国の場合は、エール大学の調査結果が分かった段階で、即販売中止、しかも一般の人に「ただちにPPAが含まれている薬の使用を止めるよう」警告を発しているのと比べるといかに手ぬるい対応である。その理由について厚生省は①日本での一日の最大服用量は米国の3分の2としている②米国の疫学調査で副作用が有意だったのは食欲抑制剤として多量に使った患者であったが、日本では食欲抑制剤としては承認していない—ことを理由にあげている。⁶⁾ 厚生省がこうした措置を発表した際の朝日新聞記事は「2段囲み」、毎日新聞記事は3段。ほとんどの読者が記憶に残らなかったのではないだろうか。このような報道で国民が、PPAの危険性を理解できたであろうか。

まるで日本では心配ないような厚生省の発表であり、報道の仕方である。しかし、案の定というべきか、その後日本でも脳出血の被害が発生した。2003年8日、厚生省はPPAの副作用による脳出血の報告が同年になって相次いでいるとして、各製薬会社に対し、早急に他の成分に切り替えるよう指示した、と発表した。

新聞各紙に掲載された共同電記事は次のように伝えている。

市販鼻炎薬の薬8割など鼻炎薬、かぜ薬170品目に含まれる塩酸プロパノールアミン（PPA）の副作用による脳出血の報告が今年になって相次ぎ、厚生労働省は8日、各製薬会社に対し、早急に別の成分に切り替えるよう指示した。薬局、薬店での販売時に、使用上の注意を消費者に伝

えるよう徹底することも併せて指示した。

厚労省によると、PPAが含まれる薬を飲んでこれまでに8人が脳出血を起こした。服用後に頭痛などの症状が出て、病院で脳出血が分かったが、いずれも後遺症もなく回復したという。

このうち4例は、今年6月以降の発生で10代、20代の女性だった。死亡例が1人あるが、確実に薬を服用したかどうかははっきりしていない。

定められた量の2倍服用するなど、不適正な使用による症例が多く、副作用の頻度も低いが、厚労省は代替成分への切り替えが必要と判断した。⁽¹⁰⁾

—高知新聞・2003年8月9日—

薬害を被った被害者を「不適正な使用をしたせいである」として、被害者に責任を転嫁しているかのような発表となっている。被害者の数も少ない。しかし果たしてそうだろうか。そもそも「6月以降4例、それ以前は2例」としているのは常識的に見て少ない。かぜ薬は冬季に使われる量が圧倒的に多いし、鼻炎薬は春先もしくは秋口の使用が多い。かぜ薬、鼻炎薬の使用が最も少なく、血管が拡張して脳出血を起こしにくいはずの季節に「相次いで」被害が発生し、PPAが最も使用される時期にほとんどないのは不自然である。

厚労省に「PPAで死亡」の報告が現場の医師から伝わってこなかったのであろうか。もしそうであれば、徹底して調べる必要があるし、報道機関も検証するべきではないだろうか。いずれにしても、日本でPPA薬剤の代替成分への切り替え措置がとられたのは、米国でPPA製品の販売が禁止されてほぼ3年後である。リスク情報を受け取ってからの米国の対応の速さと、日本の対応の遅さは対照的である。厚労省の対応も報道機関の報道の仕方も40年前のサリドマイド事件の時とまったく同じである。

Ⅲ 共同幻想下における統治者の論理と報道の論理の同一性

サリドマイド、非加熱製剤、PPAの3つの報道に関して特徴的な現象は「報道機関の報道することへの萎縮性」である。何故報道しないのか。あるいは何故抑止的に報道するのか。よく指摘されるのが「資本主義社会の報道機関は広告主である産業界には物が言えない」といった批判である。報道がある事実を書かなかったり控えめに書いたりするのは「産業界と癒着の構造にあるからだ」という見方である。確かに報道機関のスポンサーは製薬会社を含む民間企業である。企業広告が無ければ日本の報道機関のほとんどは経営危機に陥るであろう。従って、報道機関は企業にとって都合の悪いことは書かないし、書くに当たっても控えめに書く、という指摘だ。

しかし、非加熱製剤の大手メーカーであるミドリ十字は新聞各紙の有力なスポンサーではなかったし、そもそも記事を書く記者、記事の扱いを決める編集者が1広告主に配慮して筆を折ることはまずない。報道機関の内部で、記事と広告のセクションはまったく別であるし、何より記者や

編集者にとって筆を折ることでプラスになることは皆無であるからだ。サリドマイドやPPAの報道に関しても、スポンサーとの絡みで記者が筆を折ったり、気配りしたりするといったことは考えられない。一般的に報道記者はある意味での"正義感"を有している。

だとしたら"報道の萎縮性"は、企業への"気配り"とは異なった観点から考察する必要がある。報道機関が知っていて報道することを控えるケースがないわけではない。例えば以下のような情報については報道を自己規制し、報道しなかったり抑制したりするのが原則である。

- ①実質的害悪をもたらす明白にして差し迫った危険性がある情報 (clear and present danger)
- ②虚偽・歪曲されていると思われる情報
- ③情報源が明確でない情報
- ④国益もしくは公共の利益に照らし合わせて公表しないほうがよいと判断される情報

「実質的害悪をもたらす明白にして差し迫った危険性がある情報」とは、例えば誘拐事件のようなケースである。報道各社は協定を結び、一定期間報道しないと取り決める。虚偽・歪曲されていると思われる情報や情報源が明らかでない情報については当然報道しない。国民に知る権利があり、報道には表現の自由があるといっても、これらの情報を報道機関が報道しないことについては社会的に容認されるであろう。

しかし、ある重要な事実を前に「国益もしくは公共の利益に照らし合わせて公表しないほうがよい」と報道機関が独自に判断し、「事実」を報道しないことは許容されるであろうか。日中戦争、太平洋戦争を通じ、日本の新聞はミッドウエー海戦の敗北を初め数多くの"事実"を報道しなかったが、それは報道機関が政府から事実を知らされなかったからであり、情報操作に乗せられたせいであるとされている。しかし、中には報道機関が真相を知っていて報道しなかったと見られる例も少なくない。例えば、1931年の満州鉄道爆破事件報道。新聞各紙は日本陸軍（関東軍）の発表通り「支那兵による爆破」と書きたてたが、実は「関東軍による自作自演」であると知っていた記者は少なくなかった⁽¹¹⁾。

また、1945年8月6日と8日の広島、長崎への米軍による原爆投下に関して新聞各紙は「敵は新型爆弾を使用せるものの如き」と大本営発表を伝えているが、同日午前8時15分からトルーマン米大統領がラジオを通じて「(投下したのは) 原子爆弾で2万トンのTNN火薬以上の爆弾である。ロスアラモスで実験済みの最初のものであるが、なお数発所持している」と言った演説を新聞各紙は盗聴して知っていた、という。⁽¹²⁾「太平洋戦争中はこうした海外短波受信は違法であったが毎日、朝日、読売、同盟通信（共同通信の前身）などでは密かに傍受していた」のである⁽¹³⁾。「8月8日付け朝刊の解説出稿時点で、原爆の正体に関してしては多少のデータはあったはずである。にもかかわらず、大本営発表、防空総本部発表以外は紙面化することはなかった」と元毎日新聞記者の池田一之は述べている。⁽¹⁴⁾ 報道機関は広島、長崎に投下された新型爆弾が原子爆弾であることを知っていて報道しなかったというわけである。

新聞が事実を書いたとしても、事前検閲による発行停止や記事削除、修正がなされて国民には

伝わらなかったという釈明は一応可能である。しかし戦時中、記事削除にあっても発行した例は少なくない。満州鉄道爆破、原爆投下の際に発行停止や記事削除された新聞がなかったことを考えると、むしろ新聞自身が事実を伝えることを恐れたのではないだろうか。政府、軍に強要されたわけでも迎合したわけでもなく、新聞社自身が事実を書くことは「国益に反する」ことであり「衝撃的な事実を報道すると国民の人心を惑わす」と考え、報道しなかった、と考えた方がつじつまが合う。「国益に反する」は当時の絶対的な価値観であったからだ。

そうした新聞の"遺伝子"は現代の報道機関にも受け継がれている。「ジャーナリスト全員が妙な責任感を持っている。国家機密であり、国益に直結する重大すぎる内容であるため、いい加減な情報源のまま書くことは出来ないと思い込んでいるから（特ダネが）出てこない」⁽⁴⁵⁾ というのは戦前のことではなく、現代の報道機関のことである。しかも今や「国益」を尊重する遺伝子は「公共」という名の共同社会の利益を重視する論理回路を生み出している。公共の利益に反する事柄に関しては「知っていても報道しない」、「報道したとしても控え目な表現にする」という価値観である。国益は公益に通じるというべきであろうか。この場合の公共とは、国家であり、社会であって、国民、市民ではない。それはとりもなおさず、統治者の論理である。

例えば、非加熱血液製剤を使い続けた理由として厚生省関係者は「一挙に非加熱血液製剤がダメとなれば薬不足で全体にパニックが起こる」⁽⁴⁶⁾ としているが、そうした社会全体の"平穩"を想定した論理回路を、報道機関も共有しているということだ。PPAの場合も同様である。かぜ薬、鼻炎薬が一挙に市場からなくなることによる支障と、薬害による被害を天秤にかけた場合、どちらを選択するかという問題である。製薬会社への配慮がなかったとはいえないだろうが、少数の被害よりも全体のメリットや平穩を重視する統治者の論理回路に組み込まれた報道機関が、不自然とも思えるもきわめて控えめな報道姿勢に終始したのはある意味当然である。

言葉を替えていえば報道機関自身が統治者と同じ"幻想共同体"の中にいるということだ。「国益に反することを報道したり、公共の利益に反することを伝えたりすることは共同体の利益に反する」という幻を統治者と報道機関が共有しているのである。もしかしたら、報道機関は社会を混乱させないように、人心を惑わせないように、社会全体の平穩を維持するようにすることが第一義的責任であって、事実を報道し判断を国民に任せることは第二義的と考えているのではないだろうかとも思われる。「ジャーナリズムには国籍がある。ジャーナリズムが、自国中心のナショナリズムに陥りやすいのは、世界共通の危険性である」⁽⁴⁷⁾ として報道機関の国益体質の問題点を指摘する声があるが、今や公益への過大な配慮も事実を報道することに萎縮した臆病な報道機関を生み出す要因になっているとって過言ではない。

現代の報道機関の正義感やモラルは、そうした国家意識的な共同幻想の思考回路の中に根強く組み込まれたものではないだろうか。サリドマイド、非加熱製剤、PPAの報道の際にもそうした"正義感"が鮮明に表れている。サリドマイドの場合は、柴田が指摘するように⁽⁴⁸⁾、企業（製薬会社）への気配りが報道を抑止的にしたとする見方が一般的である。非加熱製剤やPPAの場合

も企業への気配りがあったかもしれない。しかし、むしろ柴田のいう「事実なら大変ショッキングな事柄だけに、その衝撃を少しでもやわらげようという配慮」⁽¹⁹⁾が報道を抑止させる要因になったと考えられる。

この場合の配慮とは何か。それは「報道機関は社会を混乱させないように、人心を惑わせないようにすることが第一義的責任である」という共同体の価値観である。国民に赤裸々な事実を伝えることは社会的混乱を招き、パニックを生じさせる。従って伝えないようにしよう、例え伝えるにしても控えめにしよう、ということである。そこでは一人の人間の命よりも、社会の平穏・保全・保安が重要な価値観になっている。事実を報道することにすら萎縮する報道機関が、蓋然性のあるリスク情報を伝えることにより慎重を期すのは十分予想できる。共同体における報道機関の役割はもはや、市民に事実やリスク情報を伝えることではなく、いかに社会を混乱に陥らせないかになってくるであろう。報道機関の使命と責任はそこにあると報道に携わるもの自身が思いがちになる。あるいは、それが報道記者の正義感やモラルであると信じ込んでしまう。そこにこそ報道萎縮の最大の問題がある。それはいうまでもなく、為政者、統治者の論理と同じであるからだ。報道機関から情報を受けとって自らの生き方や社会の進むべき方向を判断していく市民への背信といってもよい。かつ統治者を監視し批判することに存在意義を持つ報道機関の衰退と民主主義の空洞化に至る危険性を内包しているといえる。

為政者、統治者と思考回路が同じになれば、サリドマイドも非加熱製剤も、PPAも市民の側（統治される側）に立った報道はでてこない。これらの報道が、統治する側の論理で一貫していたのは、企業への気配りではなく、統治する側と報道機関との共同幻想の同一性である。同時にそれは国民一人ひとりを信用しない論理回路を組み立てていることの証明である。"正義感のある報道機関"、"モラルのある報道記者"が、伝えるべきか伝えざるべきか決定してやるという発想である。

IV 科学情報の蓋然性と知る権利

1995年3月30日付けの朝日新聞社説「東海地震警報への疑問」はまさに報道機関の考え方、モラルが統治者の論理で成り立っていることを示すものであった。東海地震警報は、駿河湾を震源とするマグニチュード8級の東海地震を想定した地震予知体制の整備によって、予知できる場合は政府が警報を出すというものだ。社説は「地震警報というそれだけで社会が大混乱に陥るかも知れぬ情報をどう受け入れるか」とした上で、次のように述べている。

現時点で警戒宣言が出ると、強化地域内の交通機関は止まり、道路は閉鎖され、商店は閉じられ、社会機能はマヒ状態になる。

日本総合研究所の試算によると、その時の経済的損失は1日約7000億円という。この状態が10日も続けば、地震ならぬ「警報による被害」が膨大なものになってしまう。現在の予知技術では、

このような空振りの可能性も十分あり得るのだ。

ということは、現在のような宣言体制のもとでは、警戒宣言を出すことはとてもできないことを意味する。言い換えれば、警戒宣言が出て社会的機能をマヒさせないような柔軟な対応に変らない限り、「うまくいけば予知体制が生かされる可能性」さえない、とっていいだろう。⁽²⁰⁾

1995年3月30日 朝日新聞社説

現状の技術水準で蓋然性のある地震予知情報を出せば、社会的混乱が生じる。従って、社会的機能をマヒさせないような体制を作った上でなければ警戒宣言を出すべきでないという主張である。一読するとまともな論旨であるが、現実問題として社会的機能をマヒさせないような地震対策を用意することは極めて困難である。地震の可能性（蓋然性）がいくら高くてもそれが準備できるまで警報を出せないということになると、かりに90%の蓋然性であっても出せないであろう。そうすると、蓋然性のある情報は戦前と同じように統治者と報道機関のみが占有し、国民には何も知らされないということになりかねない。

社会全体の利益を総合的に考えて判断する統治者が言うのならともかく、報道機関が統治者と同じ価値観、同じ論旨で提言するのは是認できることなのだろうか。地震が高い確率で発生するかもしれないという事実（データ）がそろっておれば、当然それを報道し、国民にリスクを伝えようとするのが報道の使命である。この社説の趣旨では、データがそろっていても蓋然性情報である限り情報を国民に伝えてはいけないということになる。この論調の根底に流れているのは国民を信頼しない思考である。国民がパニックになる、あるいは社会的混乱を引き起こすことを前提とした議論の組み立てだからだ。

統治者が明確に蓋然性のあるリスク情報を出した数少ない例がある。朝日新聞が上記の社説を掲載した同年の6月6日、当時の村山内閣が出して北海道の各自治体に伝えた「北海道に大地震が発生する可能性がある」との地震予知情報がそれだ。しかし、地震は発生しなかった。時の五十嵐官房長官は翌々日の記者会見で「いかなる情報にも真剣に対応する災害防災体制を整える必要がある」と語って、蓋然的なリスク情報を取り扱う際の基本的な考え方を示した。8日の時事電には次のように報道されている。

「北海道で大地震がある」との地震予知情報が、自治省を通じて北海道の各自治体に伝えられ、一時騒ぎになっていたことが8日、明らかになった。

政府首脳などの話を総合すると、「北海道大地震」の予知情報を6日、北京の日本大使館経由で外務省にもたらしたのは「中国地震研究所の研究員」と称する2人。この情報を受けて、五十嵐官房長官は自治省を通じ、北海道の各自治体に緊急連絡。同時に国内の研究機関に観測データに異常がないか調査を指示した。しかし、データに異常がないことが判明したため、緊急態勢は解除されたが、未確認の予知情報は道内各地に広がり、騒ぎになったという。

サハリン州北部大地震の際も、発生の前日に当たる5月27日、同様の地震予知情報が日本政府

にもたらされており、今回の情報の信ぴょう性を高める結果になったようだ。⁽²¹⁾

—95年6月8日、時事ファクス—

地震予知を伝えた政府はまさにイソップ童話の羊飼いの少年となった。村人が大騒ぎしたように北海道民が不安心理に陥り、騒ぎになったことも時事電は伝えている。多少のパニックは発生したということだ。しかし、地震は発生しなかった。政府の情報は誤報になったのだ。結果は間違ったとしても、信頼性が比較的高い情報源からもたらされた蓋然性の高いこの情報を伝えなかった方がよかったであろうか。結果論ではない。もし、地震が予知通り発生していたら、情報に基づいて備えをしていた効果は十分あったであろう。反対に知っていて伝えない状況下で、地震が発生していたら政府の責任は大きい。もっとも、そのとき「知っていた」と事実を公表することはないであろうが。

そもそも情報は100%の証明がなければ伝えることができないということではない。情報を発するか否かは、事実やデータを積み重ねて合理的な推測で判断するしかない。かりに間違った結果になったとしても①信用性の高い複数の情報源から取材していること②情報から推論に至る過程が合理的であること—が証明されれば法的責任を問わないというのが表現の自由を掲げる民主主義国家の基本的な法理である。⁽²²⁾ 真実になるかデマとなるかの接点の中で、報道機関は国民にどう伝えるかを探っていかななくてはならない。単純に社会的混乱を引き起こすという理由で、報道機関が報道萎縮を起こしたら国民の知る権利に応えられないことになる。

論争のあるものや蓋然性のある情報について報道し、結果が間違っていたら報道機関の信用を落とすことになるのは確かである。とくに科学情報では、データが科学的知見として認知されるのは権威ある学会誌などへの発表を経てからであり、それまでは全ての知見が蓋然的である。米国の権威ある薬学雑誌「ニュー・イングランド・ジャーナル・オブ・メディシン（NEJM）」には「研究成果を未熟な段階で公表することを禁じる」という掟「インゲルフィンガーの原則」があるが、それは蓋然的な知見だけで公表すると間違った場合の社会的影響が多いからという根拠に基づいている。

しかし、科学報道におけるもっとも基本的な理念とされてきたこの原則も、エイズと非加熱血液製剤を関連付ける報道の遅れが大きな被害者を出したという苦い経験を経て、米国では現在、「社会の注意を喚起させることを遅らせている」という批判が出ているという。⁽²³⁾ 特にリスク情報に関しては、公表しなかった際の社会的混乱のほうが大きくなってきているといえるかもしれない。

V まとめ

2003年から始まったイラク戦争で、イラクの群集に米兵が焼殺され鉄橋につるされた写真が世界のメディアに掲載された。このとき日本の大手新聞社でその写真を掲載したところはない。また、イラクで日本人ジャーナリストら3人が人質になった事件で、犯人グループが人質の首に刃物を突きつけている映像を報道各社に送りつけてきたが大手報道機関はそろって掲載や放映を見送った。その対応について評論家の大宅映子は「日本社会は、個人をあまりに過保護に育ててきたからこうした映像に免疫がない。いきなりではひっくり返る人がでるかもしれない、報道できなかったのも止むを得ない面がある」とコメントした。⁽²⁴⁾

コメントは事実から市民の目を逸らさせても止むを得ないという趣旨である。市民を信頼していない発言と言ってもよい。しかし、映像が映したのは事実である。事実を市民に見せなくてもよいというのであれば、映像が訴えている「残忍で残酷な戦争は許されない」というメッセージが市民に伝わらない。大手新聞社が黙殺したということは、報道機関は情報を市民に伝え、判断を市民に任すという民主主義の鉄則を欠落させた不作為の行為といえる。

狼を発見したとしてもそのことを伝えてはいけない。村人がパニックになるからである。それは村という共同社会の利益にならない。伝えるのは犠牲者が出てからでもよい。わが国の報道機関に存在するのはそうした幻想共同体意識である。市民に情報を与える、与えた情報をどのように判断するかは国民である、国民を信頼することが何よりも重要である—という民主主義の基本的なルール意識が徹底的に欠けているといわざるを得ない。統治者と報道機関が情報を占有し、物事を判断していくという市民不在の論理回路は民主主義の空洞化を意味することに他ならない。

米最高裁判所は1971年、「国防総省文書（ペンタゴン・ペーパーズ）と呼ばれる政府の機密文書をニューヨーク・タイムズが公表する権利を認めるに当たって次のような考えを示した。「建国の父は憲法修正第1条で、自由な報道機関に対しアメリカ民主主義において基本的役割を果たす上での必要な保護を付与した。報道機関は統治される者に仕えるものであり、統治者に仕えるものではない」。⁽²⁵⁾ 今、日本の報道機関は、意識せずとも統治者に仕えていないと誰が言明できるだろうか。

日本では新聞記者から与党の国会議員になる例が多い。それは、派閥取材を通じ政治家との付き合いが出来ていく中で人間関係の上に成り立ったものであると筆者は考えていた。政治的思想や手法が同じであるとは思えなかったからである。しかし、実際はそうではなく、取材をしていく中で記者自身が統治者と同じ思想と手法を共有するようになることが要因ではないかと思えるようになってきた。新聞記者から与党の国会議員への道は、統治者と報道機関による共同幻想社会の特徴を示しているといえるだろう。

リスク情報を市民に知らせないことの理由が、報道機関による統治者意識および国民への信頼感への欠落にあるとすれば、問題はリスク情報だけにとどまらない。政治、経済、国民生活の全

てにわたる意思決定手法の非民主化につながっていくであろう。統治者と報道機関の思考回路の一体化は民主的な市民社会を崩す要因となりかねない。

市民は「知らないことを知ることで安全を確保し、生活を設計し、うまく過ごすことが可能になる。情報を交換することが社会創設の基礎となり、人と人とのつながりを作る」⁽²⁶⁾ のである。必要な情報を知らなかったり、報道が間違っていたり、何らかの理由で歪められたりすると、市民は正しい判断をすることが不可能となる。結果的に間違った判断、決定をし、大きな不幸を招くこともある。伝えるべき情報が何らかの理由によって遅れた場合や伝えられなかった場合も同様である。

知ることは市民が安全を確保することであり、よりよき社会を自らの手で築いていくことでもある。そうした市民に対し、幸せで、安全に生きていくための判断材料となる情報をいち早く、正しく伝えること。知る権利に応えること—それがジャーナリズムの使命である。その意味で「ジャーナリズムの第一の忠誠の対象は市民である」⁽²⁷⁾ ことを今一度認識する必要がある。

注：引用文献・参考文献

- (1) 『朝日新聞』1962年5月17日付け朝刊
- (2) 柴田鉄治『科学報道』朝日新聞社、1994年、pp11
- (3) 財団法人・いしずえ調べ。柴田鉄治の『科学報道』ではサリドマイド障害者の数を1958年76人、59年61人、60年97人、61年153人、62年337人、63年212人と記している。いずれにしても62年が最大の被害者数、ついで63年となっており、厚生省の対応や報道機関の“警告”がもう少し早ければ、62年、63年の被害者数を大幅に減少させることができたはずである。
- (4) 『毎日新聞』1980年7月20日付け朝刊
- (5) 『朝日新聞』1996年3月8日付け朝刊
- (6) 『毎日新聞』1996年3月12日付け朝刊
- (7) 『朝日新聞』2000年11月7日付け朝刊
- (8) 『毎日新聞』2000年11月21日付け朝刊
- (9) 『毎日新聞』2000年11月21日付け朝刊
- (10) 『高知新聞』2003年8月9日付け朝刊
- (11) 池田一之『記者たちの満州事変』人間の科学社、2000年、pp39。『朝日新聞社史』朝日新聞社、1991年、pp374)によると「満州事変の口火となったこの満鉄線爆破は、関東軍が奉軍を攻撃する口実をつくるために、みずから仕組んだ謀略であったが、当時日本の各新聞は知る由もなく、関東軍の情報によって、中国側の仕業として報道した」としているが、大いに疑問である。例えば、池田の『記者たちの満州事変』によると、「奉天新聞」社長兼「新聞連合」奉天支局長の佐藤善雄は、満鉄線爆破を伝える第一報を「日支両正規軍が衝突」と書かなかった

ために検閲にひっかかり報道できなかったという。また、『大日本史』には、毎日新聞社門司支局の野中成童記者が、満州事変取材のため渡満したのち帰国して、友人に「鉄道破壊の如きは日本軍が爆弾をもって自ら爆破し、支那側の行為なりとして支那兵營を占領したるものの如し」と述べたことを憲兵隊が聞きつけ、陸軍大臣等に報告したことが記されている。

- (12) 池田一之『新聞の犯した戦争責任』経済往来社、1981年、pp12
- (13) 池田一之『新聞の犯した戦争責任』経済往来社、1981年、pp12
- (14) 池田一之『新聞の犯した戦争責任』経済往来社、1981年、pp12
- (15) 菊池哲郎『新聞研究』日本新聞協会、2001年7、No.600
- (16) 『朝日新聞』1996年5月16日付け朝刊。1996年2月28日に厚生省のエイズ薬害調査班の中間報告でも同様の考えが厚生省内で交わされたとされている。
- (17) 原寿雄『ジャーナリズムの思想』岩波書店、1997年、pp126
- (18) 柴田鉄治『科学報道』朝日新聞社、1994年、pp11
- (19) 柴田鉄治『科学報道』朝日新聞社、1994年、pp11
- (20) 『朝日新聞』1995年3月30日朝刊社説
- (21) 『時事通信社』1995年6月8日
- (22) 『東京高裁判決』1996年2月28日
- (23) ウォーレン・バーケット著、医学ジャーナリズム会訳『科学は正しく伝えられているか』紀伊国屋書店、1989年、pp256
- (24) 『朝日新聞』2004年4月14日朝刊
- (25) 『New York Times Co』1971
- (26) ビル・コヴァッチ、トム・ローゼンスティール著、加藤岳文、斉藤邦泰訳『ジャーナリズムの原則』2002年、pp17
- (27) ル・コヴァッチ、トム・ローゼンスティール著、加藤岳文、斉藤邦泰訳『ジャーナリズムの原則』2002年、pp59